

療養病棟における医療区分に関わる評価表について

当院では医療区分2・3（中度・重度）に該当する患者さんが入院の中心となっています。

療養病棟では、以下の医療区分とADL区分の評価によって入院患者さんの医療費が決められます。

■ 医療区分3（重度）

算定期間に限りのない区分

- ・ スモン
- ・ 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態
- ・ 中心静脈栄養を実施している状態
- ・ 人工呼吸器を使用している状態
- ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ・ 気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態
- ・ 酸素療法を実施している状態
- ・ 感染症の治療上の必要性から隔離室での管理が行われている状態

算定期間に限りのある区分

- ・ 24時間持続点滴を実施している状態

■ 医療区分2（中度）

算定期間に限りのない区分

- ・ 筋ジストロフィー症
- ・ 多発性硬化症
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホ-エン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））
- ・ その他の難病（スモン、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病（ホ-エン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））を除く。）
- ・ 脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢全てに認められる場合に限る。）
- ・ 慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）
- ・ 人工腎臓、持続緩除式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態
- ・ 悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）
- ・ 肺炎に対する治療を実施している状態
- ・ 褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2カ所以上に認められる場合に限る。）
- ・ 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態
- ・ うつ症状に対する治療を実施している状態
- ・ 他者に対する暴行が毎日認められる状態
- ・ 1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態
- ・ 気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く）
- ・ 創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

算定期間に限りのある区分

- ・ 尿路感染症に対する治療を実施している状態
- ・ 傷病等によりリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）
- ・ 脱水に対する治療を実施している状態
- ・ 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態
- ・ 頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態
- ・ せん妄に対する治療を実施している状態
- ・ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態
- ・ 頻回の血糖検査を実施している状態

■ 医療区分1（軽度）：医療区分2・3に該当しない軽度の患者さん